

耐震改修促進に関する補助制度のご案内

大子町耐震改修促進計画(平成31年3月策定)に基づき、大子町内における住宅の耐震化促進や避難路等の安全の確保のため、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設し、本年6月1日から募集を開始します。

詳しくは、建設課までお問い合わせください。

区分		木造住宅耐震改修工事等補助金	木造住宅耐震診断士派遣事業	危険ブロック塀等撤去事業補助金
区分		耐震診断により基準を満たしていないと診断された木造住宅の耐震設計および耐震改修工事をする場合に改修工事費の補助を行う。	対象の木造住宅に町が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	緊急輸送道路および通学路(避難路等)に面する倒壊のおそれのある危険ブロック塀を撤去するものに撤去費の補助を行う。
対象者		居住している木造住宅の所有者(居住予定者含む。)	木造住宅の所有者(賃貸を除く。)	危険ブロック塀の所有者等
受付期間 (令和8年度)		6月1日～8月31日	6月1日～8月31日	6月1日～11月30日
主な要件	建築年月日	昭和56年5月31日以前に着工したもの	昭和56年5月31日以前に着工したもの	—
	階数	2階以下	2階以下	—
	床面積	30㎡以上	30㎡以上	—
	建築工法	在来軸組工法 または桝組壁工法	在来軸組工法 または桝組壁工法	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断により基準を満たしていないと判定された木造住宅 ・1月末までに必ず工事が完了すること 	<p style="text-align: center;">自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担：なし ・募集定員：5名程度 ※応募多数の場合は、建築年の古い住宅を優先とする場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路等に面する道路面からの高さ80cm以上等の基準に適合しないブロック塀 ・年度内に必ず工事が完了すること
施工業者		町内業者または茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者名簿に登録されている事業者	茨城県建築士会から派遣される耐震診断士	町内業者
他の助成金との併用		併用可	—	—
算出方法		耐震改修工事費×4/5	—	撤去費×2/3
交付限度額		150万円	—	15万円

問合せ 建設課 TEL 72-2611